## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月21日

支出負担行為担当官

大 阪 税 関 総 務 部 長 渡 邊 智 義

- ◎ 調達機関番号 015 ◎ 所在地番号 27
- 1 調達内容
  - (1) 品目分類番号 2
  - (2) 購入等件名及び予定数量

    - 区分② 舞鶴税関支署監視艇用燃料油(軽油)148 K L
  - (3) 購入物品の特質等 入札説明書による。
  - (4) 契約期間 令和7年4月1日から

令和8年3月31日までの間。

- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 上記 1 (2) の物品ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10 %に相

当する額を加算した金額(当該金額に1円末満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって落札価格とする。)をもって係る課税事業者ので、入札書に記載すること。

- 2 競争参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度財務省競争参加資格
    (全省庁統一資格)において、「物品の販売
    (燃料類)」で、「A」又は「B」等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する
    者、又は当該競争参加資格を有していない者

で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者 (支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)の規定に基づく石油販売業の届け出をしている者であること。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所 及び問い合わせ先

〒 552-0021 大阪市港区築港 4 - 10 - 3

大阪税関総務部会計課営繕係 髙野修

電 話 06-6576-3044

(2) 入札説明書の交付方法

入 札 説 明 書 は 、 「 調 達 ポ ー タ ル 」 を 利 用 して 取 得 す る こ と 。

紙による交付を希望する場合の交付場所及び間い合わせ先は、上記1(2)の物品ごとにそれぞれ上記3(1)の場所の他に、下記場所のとおり。

区分② 〒 624-0931 京都府舞鶴市字松陰無番地舞鶴税関支署2階 監視総括部門 電話 0773-75-9914

- (3) 入札書の受領期限令和7年3月19日 17時00分
- (4) 開札の日時及び場所

区分① 令和 7 年 3 月 21 日 10 時 00 分

区分② 令和 7 年 3 月 21 日 11 時 00 分

大阪港湾合同庁舎4階大阪税関第3会議室

- (5) (3) 及び(4) については、調達ポータルにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。
- 4 調達ポータルの利用

本件は、調達ポータルを利用した応札、入開

札手続き及び電子契約により実施するものとする。但し、紙による証明書等、入札書の提出及び契約手続も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

- 5 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及 び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。ただし、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一参加資格)を有していることを条件とする。
  - (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要。
  - (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 競争参加資格の申請の時期及び場所 「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年3月29日付官報)に記載されている時期及び場所のとおり。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

- 6 Summary
  - (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: WATANABE Tomoyoshi,

    Director of the Coordination Division Osaka

    Customs.
  - (2) Classification of the products to be pro-
  - (3) Nature and quantity of the products to be purchased:
    - I Light Oil for Osaka Customs Headquarters  $\label{eq:customs} \text{Patrol boat, } 415\,\text{K} \text{ L}$
    - $\scriptstyle\rm II$  Light Oil for Maizuru Branch Customs Patrol boat, 148 K L
  - (4) Contract period: From 1 April 2025 through 31 March 2026.
  - (5) Delivery place: As in the tender documentation.
  - (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those

who shall:

- ① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
- ② Not come under Article 71 of the Cabinet
  Order concerning the Budget, Auditing and
  Accounting.
- Have Grade "A" or "B" in the Selling (Fuels) in terms of the qualification for participating in tenders by the Kinki area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
- 4 Have not received suspension of design-

ated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).

- (5) A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
- (6) Have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Stockpiling Law (Law No. 96) to initiate business of selling Petroleum Products.
- (7) Time-limit for tender: 5:00PM, 19 March 2025.
- (8) Contact point for the notice:
  - I TAKANO Osamu, Building and Repairs

    Section, Accounting Division, Osaka

    Customs, 4 -10-3 Chikkou, Minato-ku,

    Osaka-city 552-0021 Japan,

TEL 06-6576-3044

II TAKANO Osamu, Building and Repairs Section, Accounting Division, Osaka Customs, 4-10-3 Chikkou, Minato-ku, Osaka-city 552-0021 Japan,

 $T \ E \ L \quad \ 0 \ 6 \ - \ 6 \ 5 \ 7 \ 6 \ - \ 3 \ 0 \ 4 \ 4$ 

Summary Department, Maizuru Customs

Branch: Mubanchi Aza Matsukage,

Maizuru-city, Kyoto 624-0931 Japan,

TEL 0773-75-9914.